

学校法人和光学園役員の報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人和光学園寄附行為第三十七条第2項第四号、同第五十八条及び学校法人和光学園寄附行為施行細則第9条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号の常勤の役員を除く理事及び監事の者をいう。ただし、専任教職員として勤務する者は除く。
- (4) 非常勤の評議員とは、専任教職員として勤務する者を除く評議員の者をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 非常勤の評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、

当該各号に定める範囲内で、理事会及び評議員会において決定する。

(1) 報酬 別表1に定める額

2. 非常勤の役員及び非常勤の評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬

支給日は、毎月20日とする。（ただし支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日に当たるときは、その前日に支給する。）

2. 非常勤の役員及び非常勤の評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
3. 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
4. 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める学校法人和光学園役員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2. 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2. 常勤の役員が退任し、又は解任の場合は、前日までの報酬等を支給する。
3. 月の中途における就任、退任又は解任された場合の報酬等額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第百五十一条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決により行う。
2. 前項にかかわらず、第4条に定める別表1及び別表2の改訂については、学校法人和光学園寄附行為施行細則第12条に定める審議を経るものとする。

付 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 次に掲げる規程は廃止する。
 - (1) 学校法人和光学園役員報酬規程
 - (2) 学校法人和光学園役員報酬規程施行細則
 - (3) 学校法人和光学園顧問に関する決議

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年額 960万円
常務理事	年額 120万円
常務理事（他に本務を持たない場合）	年額 1290万円

別表2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日額
理事会等会議の出席及び法人業務の為の勤務	3万円

(2) 監事

	日額
監事監査及び監査法人との会議等の出席	5万円
上記の他、会議等法人業務の為の勤務	3万円

(3) 評議員

	日額
評議員会等会議出席及び法人業務の為の勤務	1万2千円